

告示

埼玉県告示第千二百五十二号

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示

埼玉県療育手帳制度要綱（平成十四年埼玉県告示第千三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知的障害者等」を「知的障害（知的機能の障害が発達期（おおむね十八歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。）がある者（児童を含み、以下「知的障害者」という。）等」に改める。

第二条中「（知的障害児を含む。以下同じ。）」を削る。

第四条に次の二項を加える。

- 知事は、申請者が、第二項に規定する審査に必要な調査に応じないときは、相応の期間を定めて調査に応じるよう求めることができる。
- 知事は、前項の規定により調査に応じるよう求められた者が、同項の規定により定められた期間内にその求めに応じないときは、その申請を却下することができる。この場合において、知事は、様式第三号の二により理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

様式第一号中「性別」を「性別(任意記入)」とし、「手帳番号」を「埼玉県第 号」

手帳番号	埼玉県第	号	交付年月日	年	月	日
------	------	---	-------	---	---	---

交付年月日	年	月	日	等級	
-------	---	---	---	----	--

注意事項
知事が求める必要な調査に応じていただけず、情報が得られないときは、埼玉県療育手帳制度要項の規定に基づき、申請を却下する場合があります。

等級	
----	--

審査に必要な
に改める。

網第 4 条第 5
す。

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2（第4条関係）

療育手帳交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事



さきに申請のあった療育手帳の交付については、下記の理由により申請を却下することに決定したので通知します。

記

理由

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県療育手帳制度要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。